

第3章 給水装置工事施工手順

1 給水装置工事手続き

(1) 工事種別毎の必要添付書類一覧表

(表 18)

様 式	工事種別						備 考
	新設工事	改造工事	引込工事	臨時工事	撤去工事		
給水装置開栓申込書 様式第2号	(ア) 申請時	(ア) 申請時		申請時 検査後			
給水装置工事申込書 様式第5号	申請時	申請時	申請時	申請時	申請時		
給水装置工事使用材料明細 様式第6号	申請時	申請時	申請時	申請時	申請時		
承諾書 様式第7号	(申請時)	(申請時)	(申請時)	(申請時)			()については、土地所有者の承諾が必要な場合
給水装置工事しゅん工検査願 様式第8号	着手時 竣工時	竣工時	着手時 竣工時	着手時 竣工時	着手時 竣工時		
給水装置台帳(しゅん工届)様式第10号	竣工時	竣工時	竣工時	竣工時	竣工時		
給水装置設置工事確認表	竣工時	竣工時	竣工時	竣工時			
振込依頼書(前納金還付)				申請時 閉栓及び 撤去後			
誓約書(臨時用)				申請時			
誓約書(引込み用)			申請時				

(ア) 検査完了時に使用者及び使用時期等が確定又は未確定の場合

1 確定の場合

使用者の要望により開栓を行う。

2 未確定の場合

閉栓をし、現在水道が閉栓中であることを通知文(赤紙)でお知らせし、後日使用者から開栓依頼を受けた後開栓作業を行う。

(2) 給水装置工事の設計審査に必要な書類

- ① 様式第5号給水装置工事申込書
- ② 様式第6号給水装置工事使用材料明細
- ③ 様式第7号承諾書(土地使用承諾書においては、土地所有者が確認できる書類
(土地登記簿謄本の写し)を添付すること。)
- ④ 様式第10号給水装置台帳(しゅん工届)
- ⑤ 様式第2号給水装置開栓申込書

以上、必要事項記入の上、給水装置係へ提出

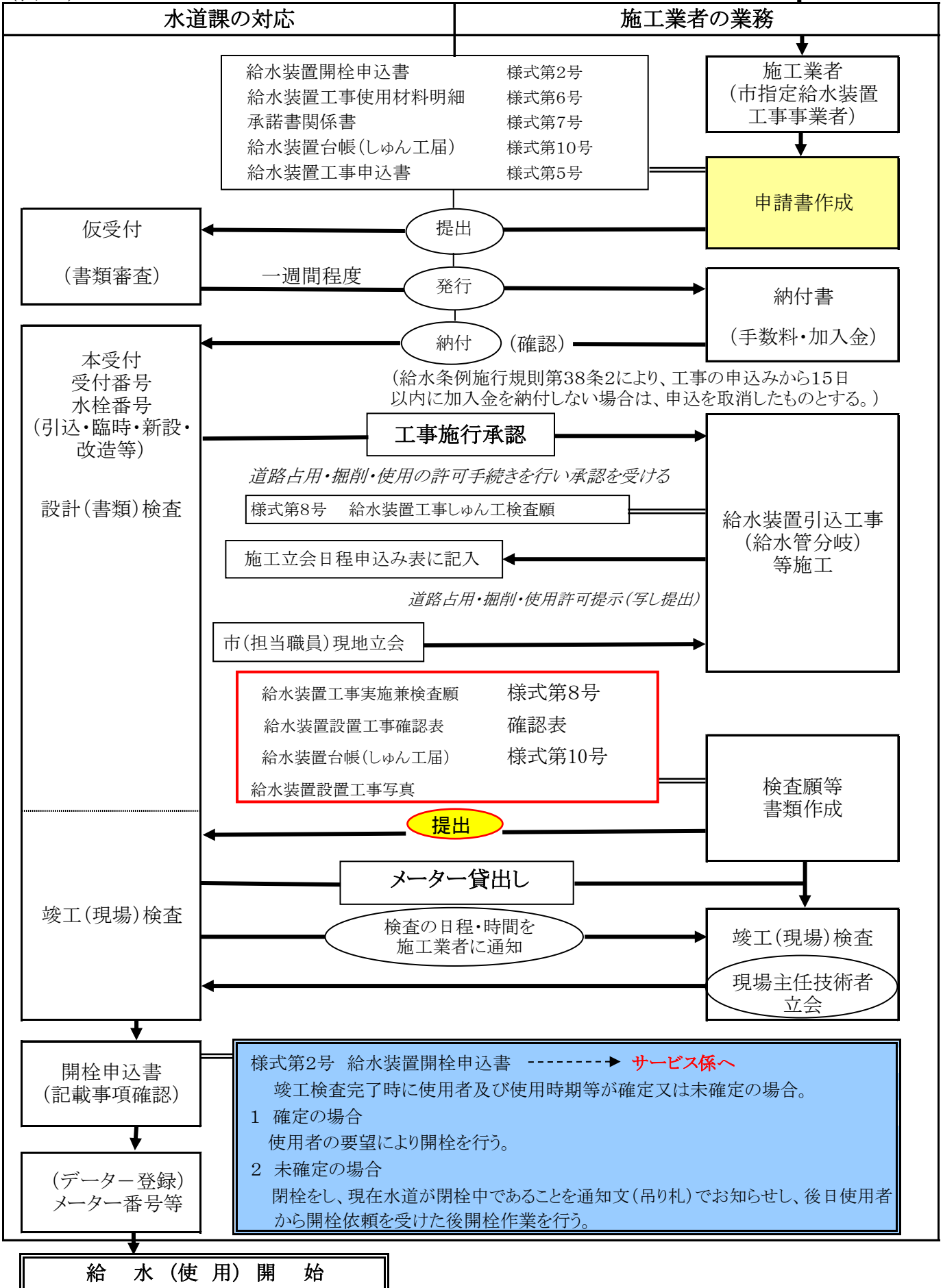
- ⑥ 誓約書(臨時用)
- ⑦ 振込依頼書
- ⑧ 誓約書(引込用)

以上、臨時の場合は必要事項記入の上、給水装置係へ提出

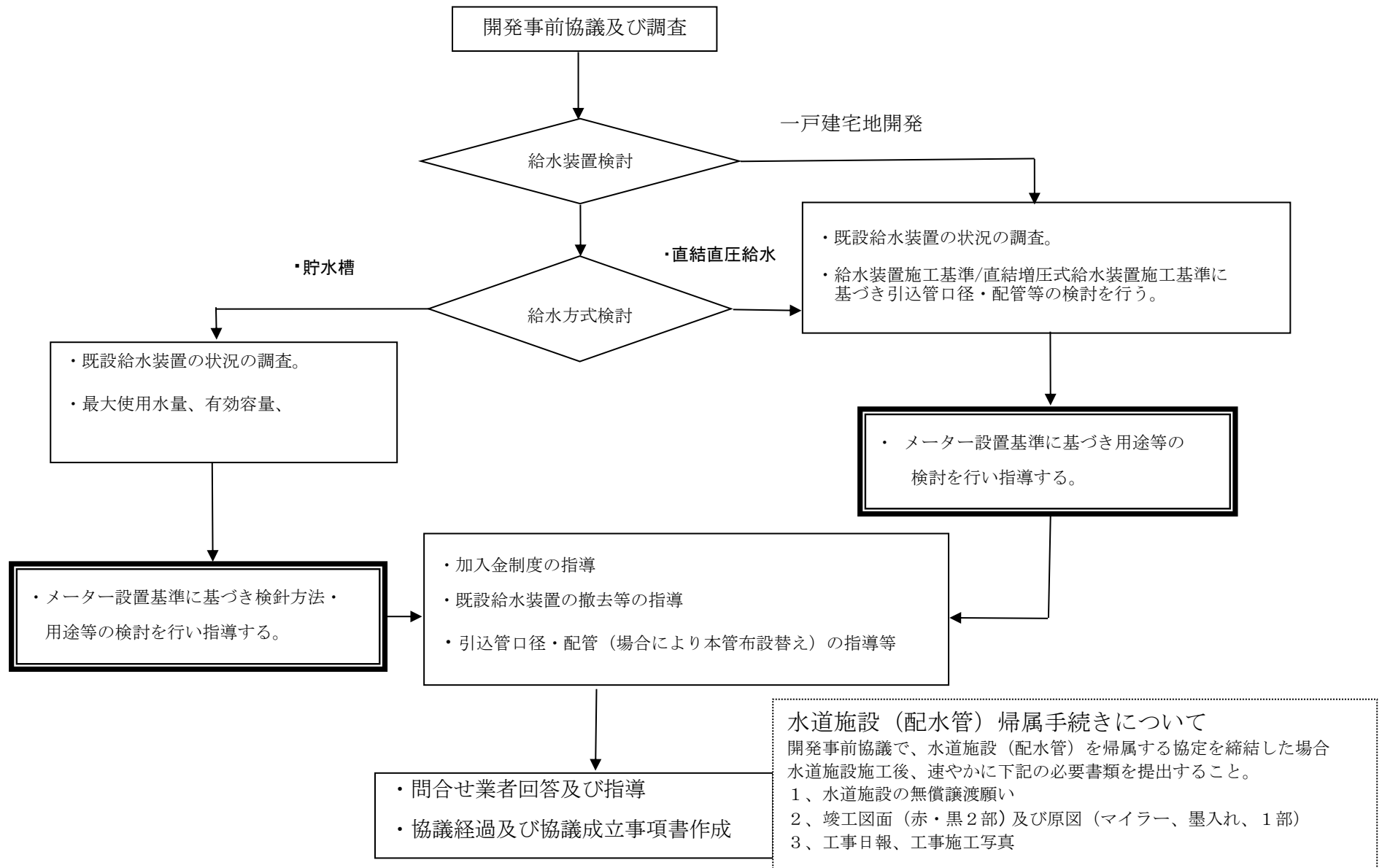
(3) 給水装置工事の申込み手順

(表19)

給水装置設置施行主(使用者)

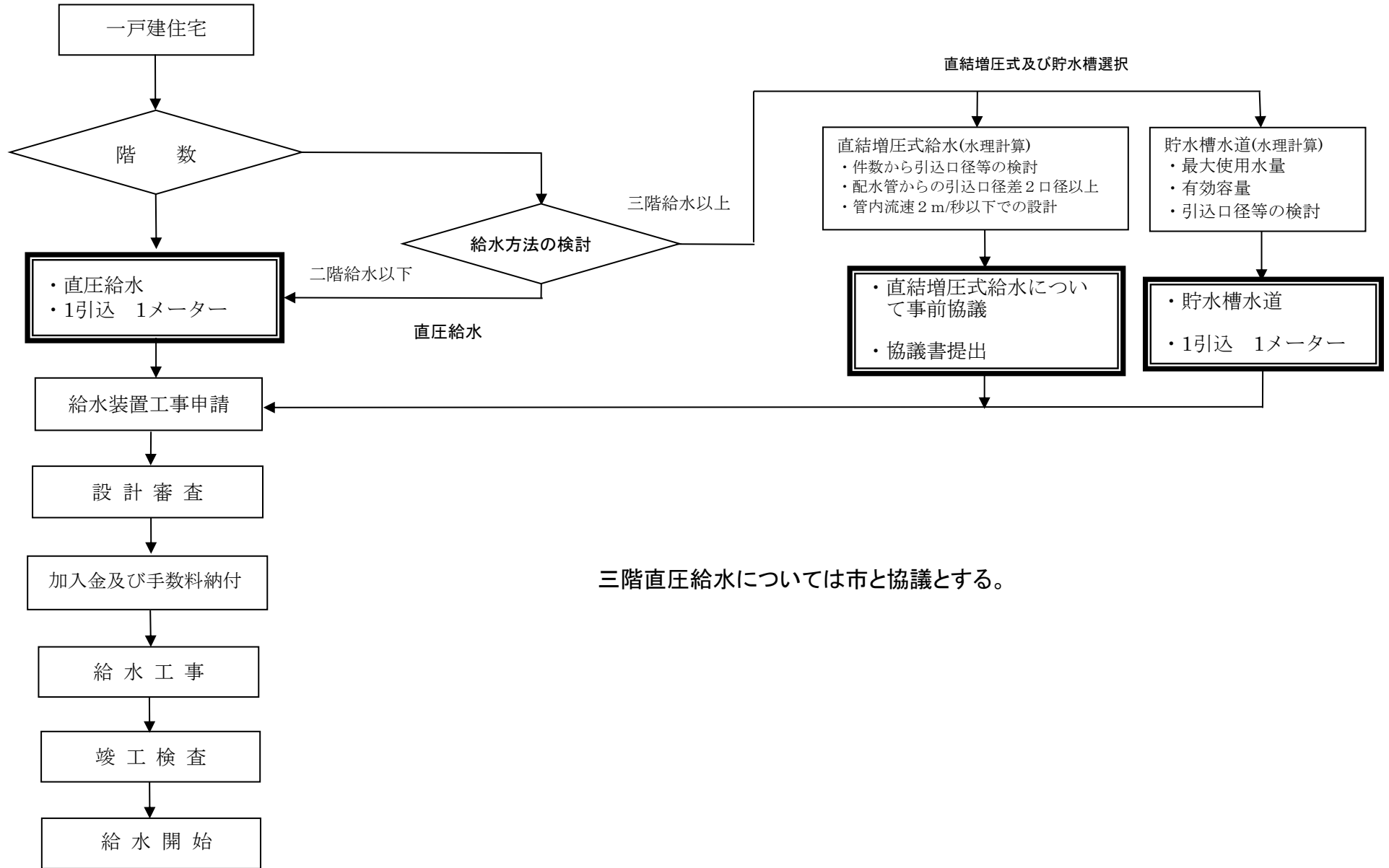


2 開発事前協議フロー



3 給水装置工事施行フロー

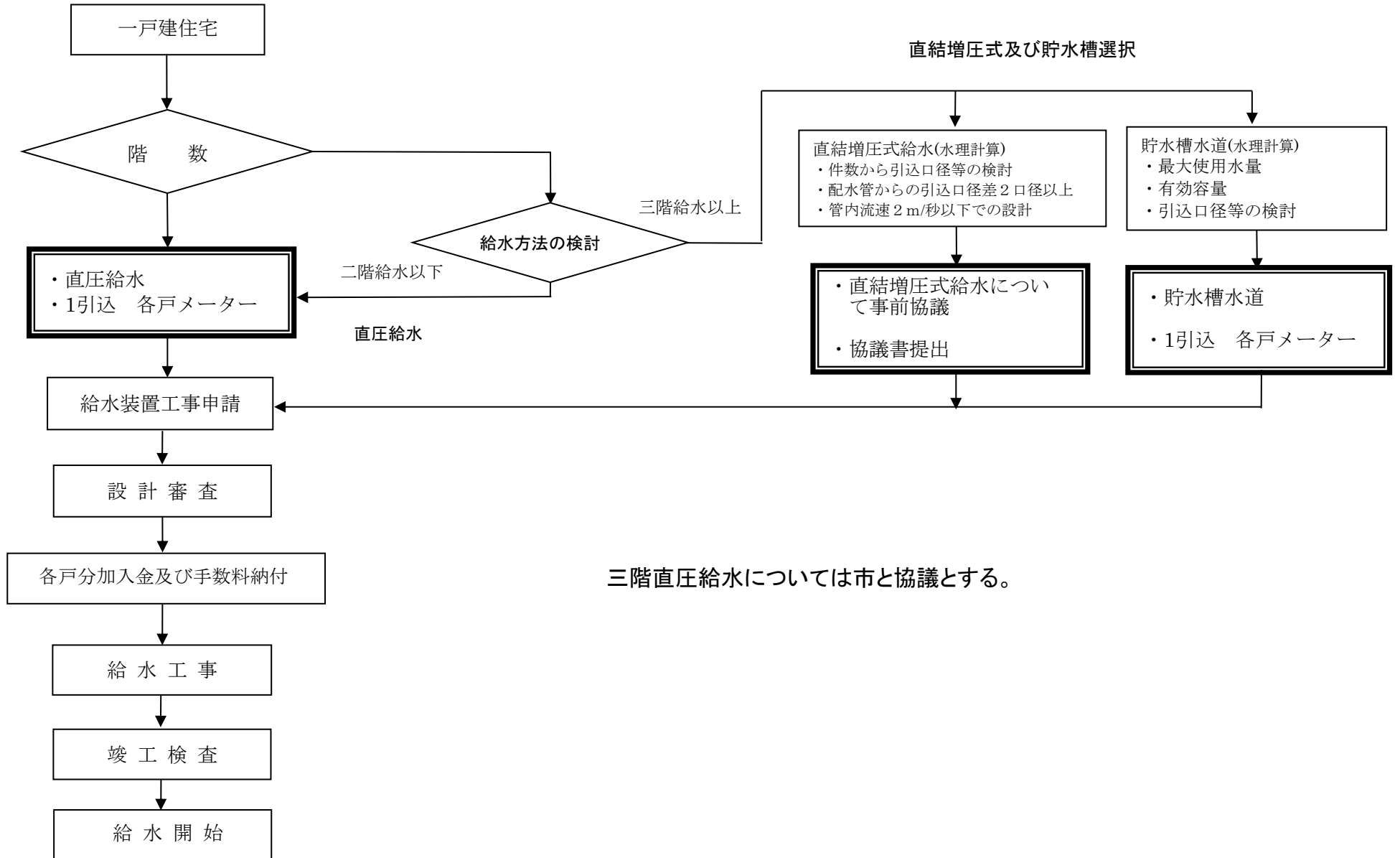
(1) 一戸建住宅



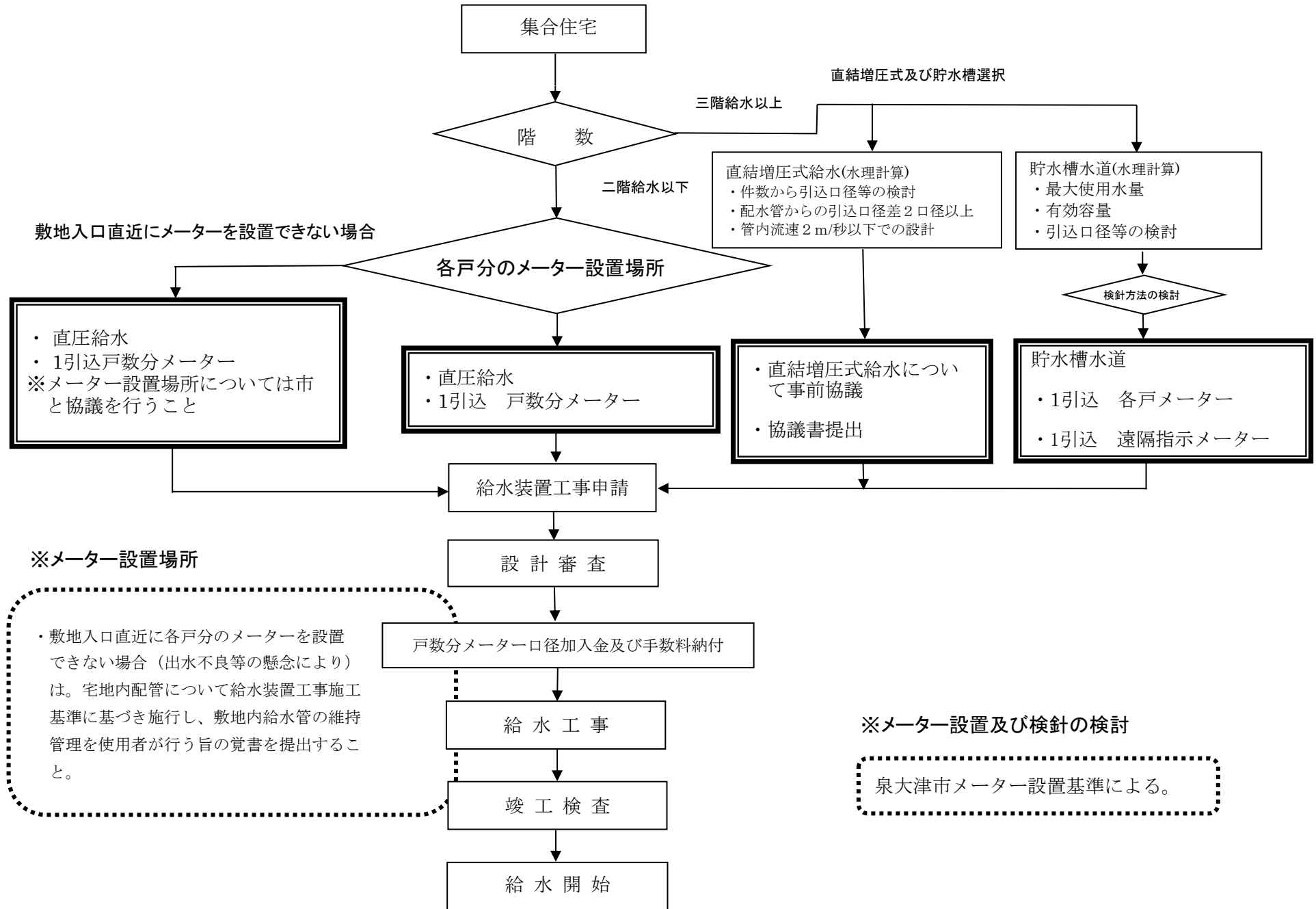
三階直圧給水については市と協議とする。

給水装置工事施行フロー

(2) 一戸建二世帯・店舗付住宅



給水装置工事施行フロー (3)集合住宅



※メーター設置場所

・敷地入口直近に各戸分のメーターを設置できない場合（出水不良等の懸念により）は、宅地内配管について給水装置工事施工基準に基づき施行し、敷地内給水管の維持管理を使用者が行う旨の覚書を提出すること。

※メーター設置及び検針の検討

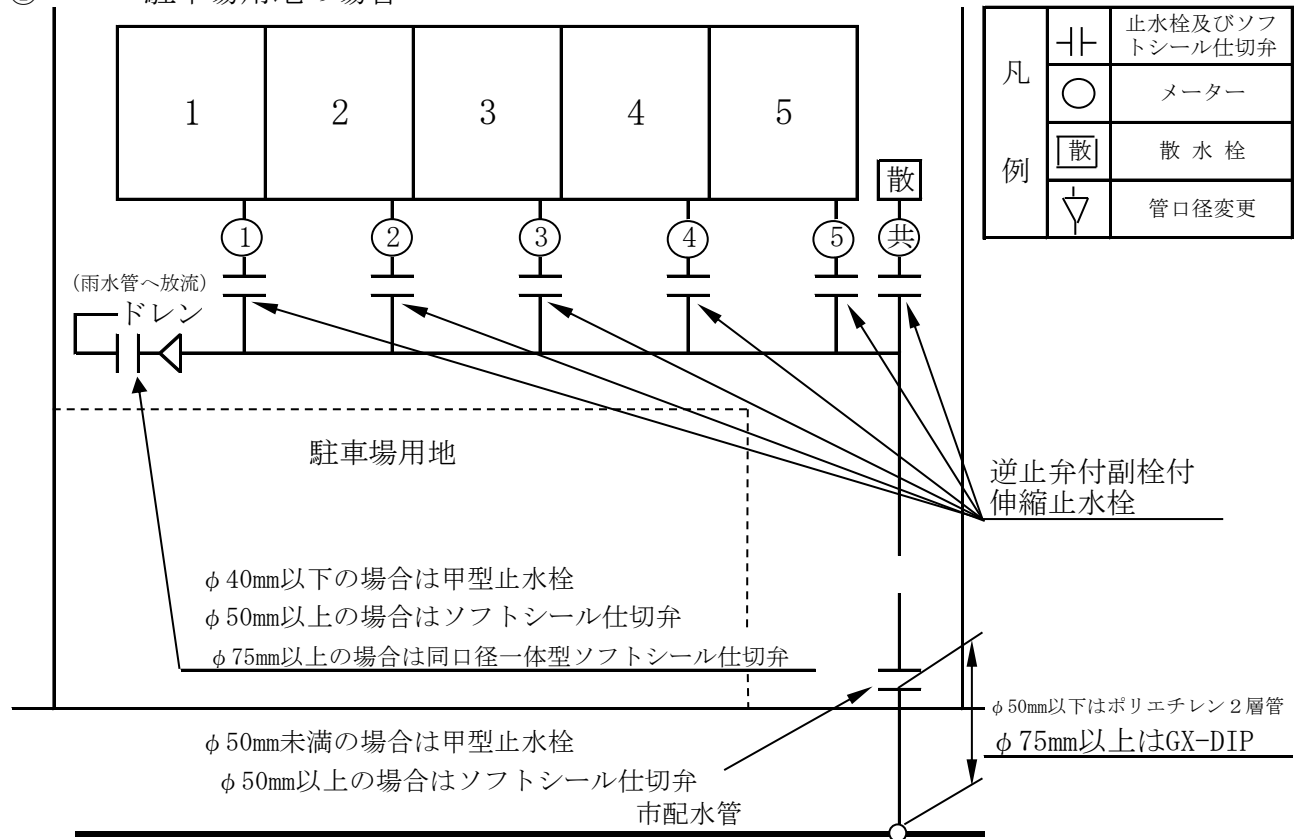
泉大津市メーター設置基準による。

4 集合住宅の給水装置施工例(直圧給水1・2階)

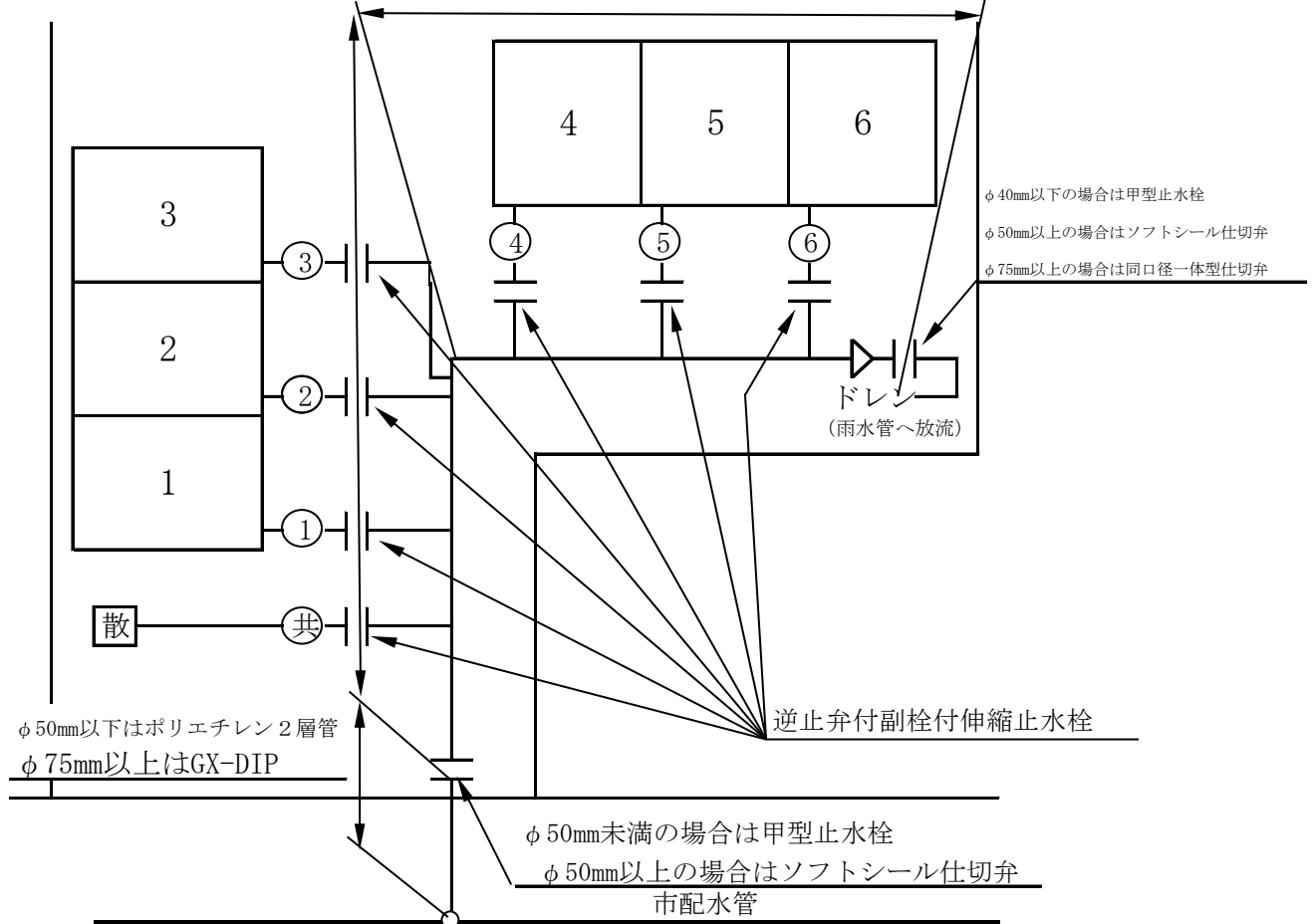
(1) 公設メーターについては道路境界付近に設置すること、しかし、駐車場用地等敷地形態により道路境界付近に設置する事ができない場合は(図5)に示す様に設置箇所を変更することができる、この場合、市と協議し設置場所を決定すること

① 駐車場用地の場合

(図5)

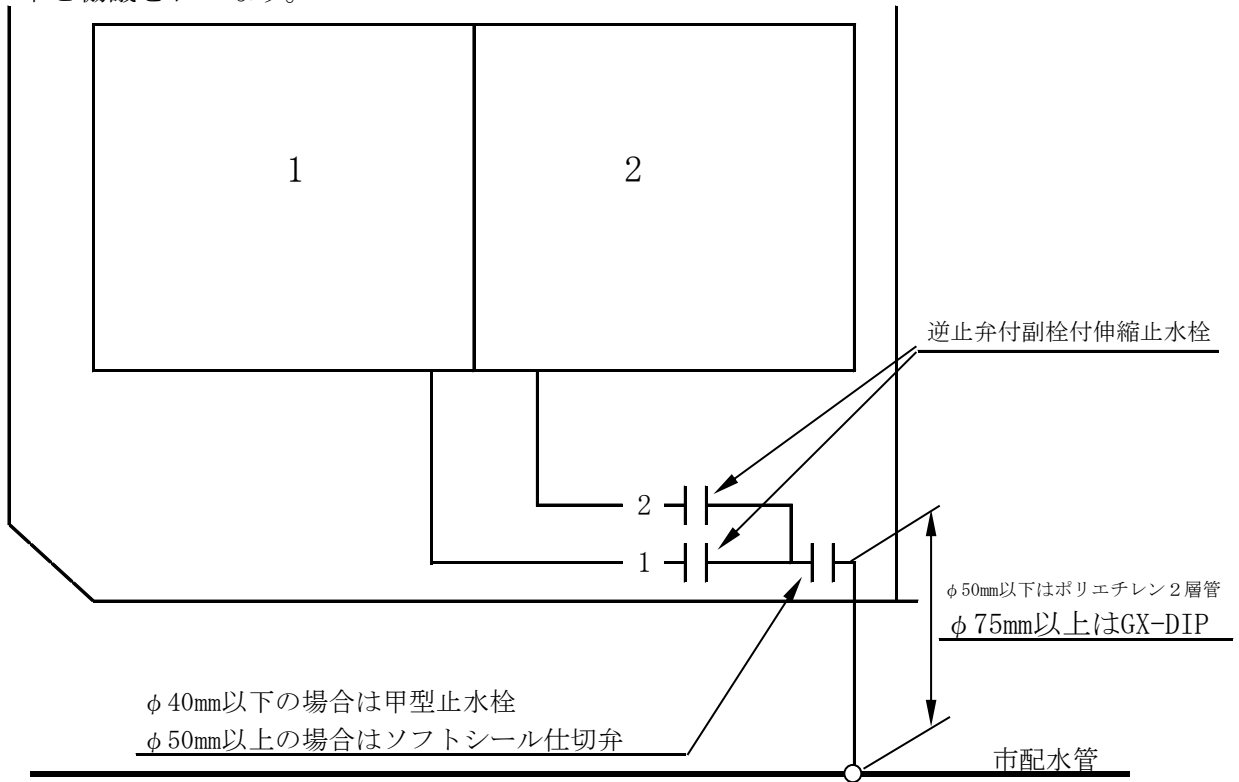


② 敷地形態の場合



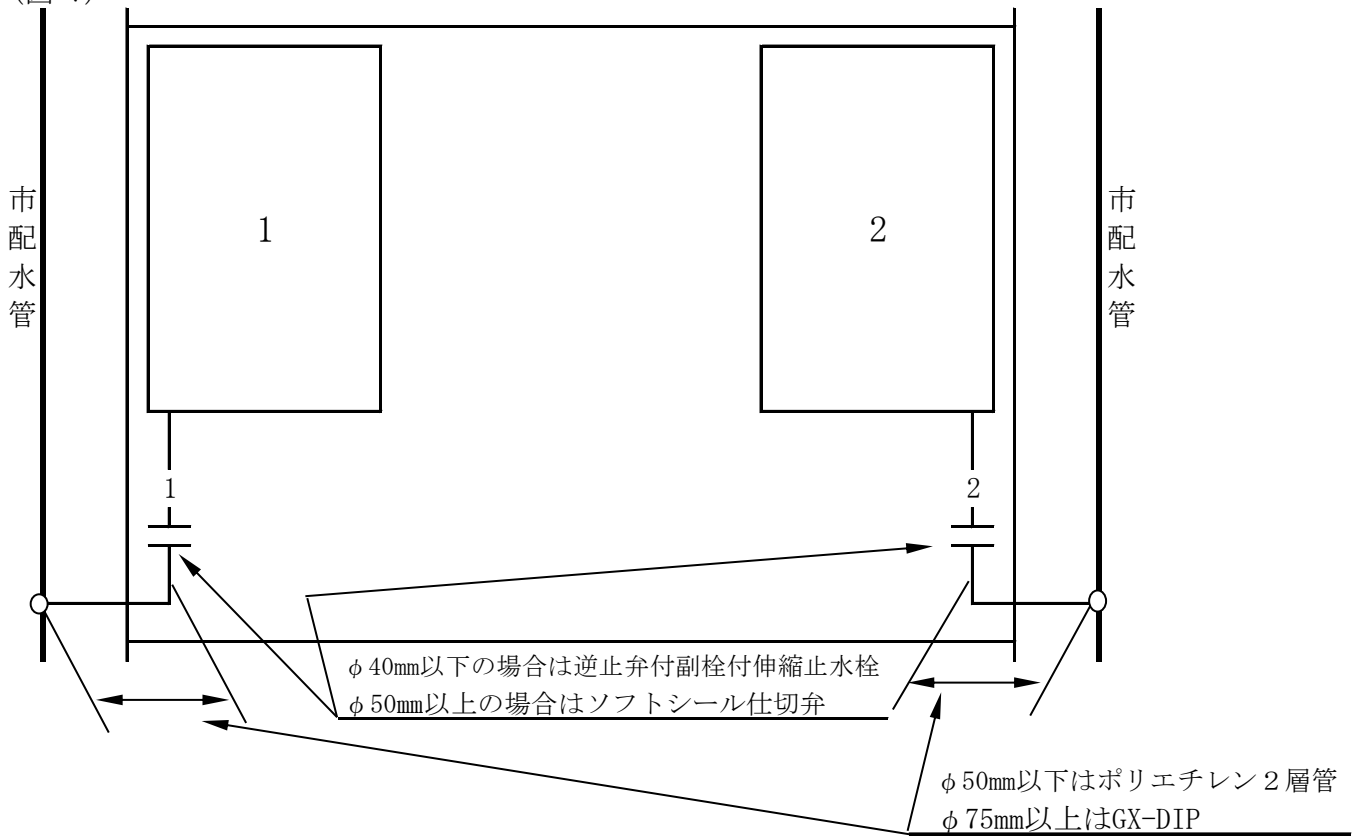
(2) 二世帯及び店舗併設住宅等、複数の公設メーターを設置する場合でも、一引込みとする。
 但し、敷地の面積及び使用形態などを考慮した場合、複数引込むことが合理的かつ経済的な場合は、市と協議をおこなう。

(図 6)



* 既に敷地内に給水管が複数引込まれている場合についても市と協議する。

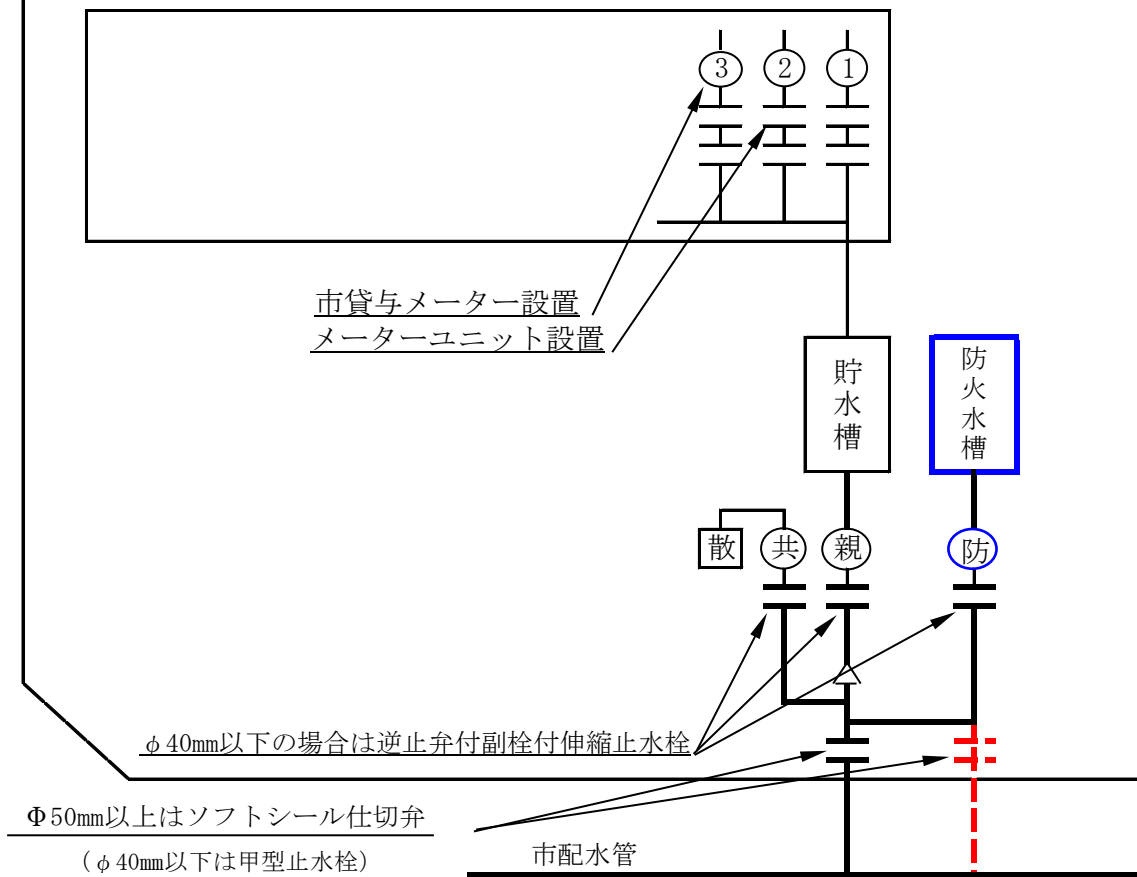
(図 7)



5 集合住宅の貯水槽設置施工例

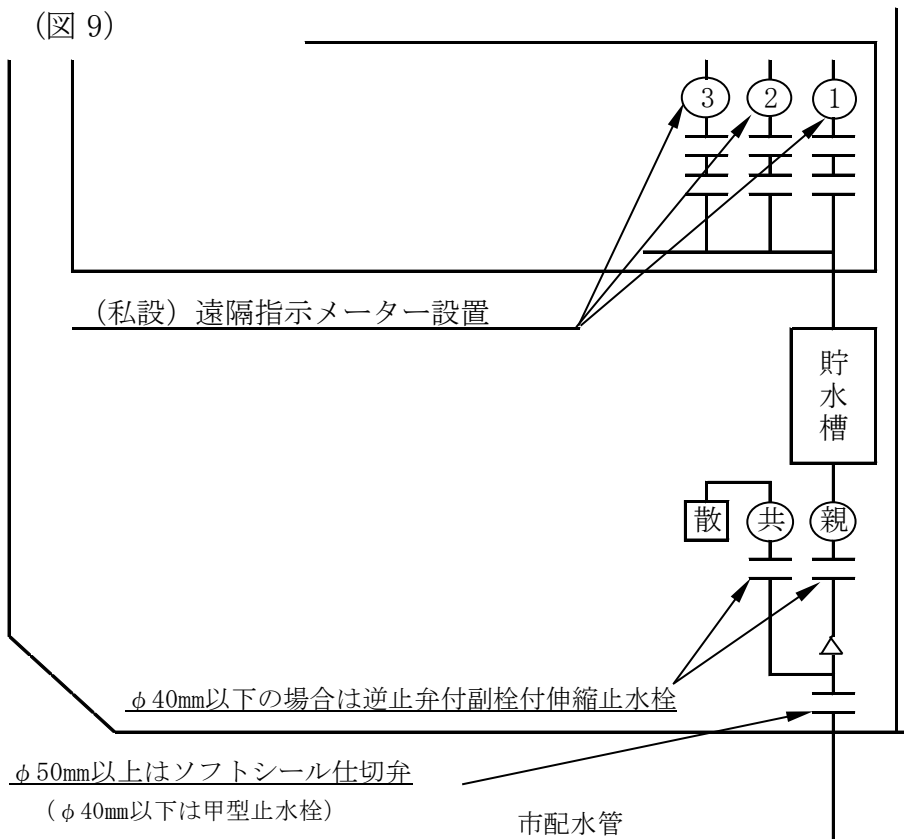
(1) 貯水槽を設置する場合(各戸子メーター)及び防火水槽も併せて設置する場合。

(図 8)



(2) 貯水槽を設置する場合(私設)遠隔指示メーター設置

(図 9)



6 占用工事

道路掘削を行う場合は、道路法第32条第1項又は第3項の規定により、道路管理者の許可を得なければならない。この占用手続きは、給水装置工事の申込者が直接道路管理者に行う。

(1) 許可申請

占用工事を行う場合は、申請手続きに日数を要するため、着手予定日から相当の日数を見込み事前に行うこと。又、占用申請前に給水装置係と事前に協議し協議成立した設計図面で申請を行うこと。

(2) 関係官公署への届出

① 警察署への道路使用許可申請

道路を掘削する場合は、道路交通法第77条に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。

② 消防署への届出

道路占用工事を施工する場合は、泉大津市火災予防条例第45条第5号の規定に基づき工事着工前に所轄消防署へ「道路工事等届出書」を届け出ること。

③ その他

掘削に伴い、路線バスの運行、ゴミの収集等に支障をきたすおそれのある場合は、関係企業等と事前に協議しておくこと。

(3) 他占有者との協議

掘削に伴い、他占有物と近接する箇所に占用する場合は、その占有者と工事施工方法等を事前に協議すること。

(4) 許可書等の提示

工事着手前に許可書等の写しを提出すること。